

令和8年第8回（8月）かほく市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年8月26日（水）午後1時30分

場 所 かほく市役所 西フロア3階 302会議室

開 会	事務局長	定刻になりましたので、ただ今から、令和8年第8回（8月）農業委員会総会を開会致したいと思います。 村井会長のご挨拶をお願い致します。
会長挨拶	会 長	みなさまご苦労様でございます。大変暑い日が続いております。委員の皆様方には、大変お忙しい中にお集まりいただきまして本当にありがとうございます。 稲刈りですが、早生がほぼ終了している状況でありまして、先日より米の検査をしておりますが、若干2等米がありまして、中身を見てもカメムシ被害や青い未熟米が入っている状況です。収量につきましては聞き取りですが、ゆめみずほは結構あるような感じでございます。それと、米の仮渡金の関係ですが、皆様にご案内が届く頃だと思っておりますが、コシヒカリの仮渡金を30キロ8,450円、ゆめみずほの仮渡金を30キロ7,950円となっております。昨年がコシヒカリの1等で、12,300円ということで大幅に下がっておりますが、令和6年が7,800円程度だったことを考えますと、近年の令和2年から見てみますと、令和7年に次ぐ価格であります。そのような中、米が余っている等の状況が続いております。業者の方にも在庫があることから、買取において結構厳しいような状況であるようです。 それから高松ぶどうについては、8月16日の出荷で終了しておりまして、約46tの出荷がございました。前年よりも約120%の出荷でありまして、単価につきましても例年よりも若干高いということで、良かったなと思っております。それからルビーロマンにつきましては、8月23日現在で6,117房出荷し、約6割は終了しておりますが、これからが本番というような状況であります。 また、明日からはコシヒカリの刈取り適期となっております。何分にも、明日、明後日の天気の良いことですが、稲作農家の方においては、できるだけ適期に刈っていただくように指導をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。本日は、第8回の運営委員会の総会ということですので、慎重にご審議いただきますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶といたします。
欠席委員確認 議事録署名委員の指名	会 長	それでは、本日の欠席委員は 推進委員の瀬戸委員、寺井委員、末廣委員、西川委員の4名であります。

欠席委員確認 議事録署名委員の指名	会 長	次に、議案審議の前に議事録署名委員の指名を行います。 署名委員に 4 番 森内委員、 5 番 田端委員 をお願いいたします。 次回、総会開催日に署名・捺印をお願い致します。 本日、現地調査にあたられました、 3 番 竹田委員 4 番 森内委員 には、各案件の審議時にご説明をいただきますので、よろしくお願い致します。
議案 31 号 農地法第 3 条 許可申請	会 長	それでは、議案 31 号の議案審議に入る前に、油野委員が関係している案件がございます。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により「農業委員会委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」との規定により、まず先に、整理番号 1 番を審議し、その後整理番号 2 番から 3 番についての審議を進めて参りますのでよろしくお願い致します。
	会 長	それでは、整理番号 1 番の説明に入りますので、油野委員の退室を求めます。 【油野委員 退室】
	会 長	それでは「議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」整理番号 1 番 を議題とし事務局の説明を求めます。
	事 務 局	【議案第 31 号 整理番号 1 番について朗読説明】 申請地は、譲受人の会社の横でありまして、現在は草木が繁茂しておりますので、整備し耕作する計画であります。 許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 3 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、農地法第 3 条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。 これで、議案第 31 号 整理番号 1 番の説明を終わります。
	会 長 当番委員	事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。 森内委員 現地調査 本日、10 時 30 分より竹田委員・事務局と現地調査してきました。 ・整理番号 1 番 荒れているが、伐採等をして畑にすることから問題はないと思います。

議案 31 号 農地法第 3 条 許可申請	会 長	この件につきましては、地区担当委員が油野委員ですので私の方から申します。
	地区担当委員	・ 整理番号 1 番 村井会長 現況は山林のような状況ですが、譲受人の会社には重機等もあることから畑での利用は可能と判断しております。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により、「議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」整理番号 1 番は原案のとおり許可決定致します。
	会 長	それでは、油野委員の入室をお願いします。 【油野委員 入室】
	会 長	それでは、「議案 31 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」整理番号 2 番から 3 番を議題とし事務局の説明を求めます。
	事 務 局	【議案 31 号 整理番号 2 番から 3 番についてを朗読説明】 整理番号 2 番につきましては、譲受人の自宅横を拡大し耕作されます。 整理番号 3 番につきましては、譲受人による規模拡大となります。 許可基準につきましては、お手元に配布しております「農地法第 3 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、農地法第 3 条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。 これで、議案第 31 号整理番号 2 番から 3 番の説明を終わります。
	会 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	森内委員 現地調査 ・ 整理番号 2 番 譲受人の自宅裏にありまして、すでに耕作されておりますので問題はありませんでした。 ・ 整理番号 3 番

議案 31 号 農地法第 3 条 許可申請	当番委員	田と畑ですがそれぞれ耕作されておりましたので問題はないと思います。
	会 長	次に、この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	・ 整理番号 2 番 森内委員（現地調査で報告により割愛） ・ 整理番号 3 番 松本多美子委員 すでに譲受人の方が耕作されておりますので問題はありません。
	会 長	それでは、ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により、「議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」整理番号 2 番から 3 番は原案のとおり許可決定致します。
議案 32 号 農地法第 4 条 許可申請	会 長	続きまして、「議案第 32 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事 務 局	【議案第 32 号 整理番号 1 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。 整理番号 1 番につきましては、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由によりそれぞれ第 3 種農地と判断できます。 個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。 以上で、議案第 32 号の説明を終わります。
	会 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	森内委員 現地調査 ・ 整理番号 1 番 住宅地の一角で宅地分を分筆し転用されるようです。特に問題はありませんでした。

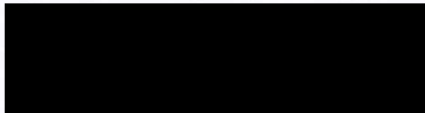
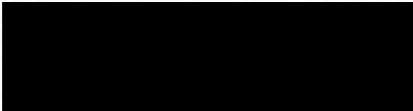
議案 32 号 農地法第 4 条 許可申請	会 長	それでは、この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	・ 整理番号 1 番 長原委員 能登半島地震で被災されて、住宅再建ということで、特に問題はないかと思います。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
議案 33 号 農地転用許可 後事業計画変更申請	会 長	全員の挙手により「議案第 32 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。
	会 長	続きまして、「議案第 33 号 農地転用許可後の事業計画変更申請（農地法第 5 条許可）に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事 務 局	【議案第 33 号 整理番号 1 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。 整理番号 1 番につきましては、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地」、いわゆる畑山林等の地目が入り乱れておりまして、土地改良事業の対象となっていない、農地との理由により、第 2 種農地と判断できますが、不許可の例外により、「申請に係る農地に隣接する土地と一体として同一事業の目的に供するために行うもの」に該当すると判断できます。 今回変更となるのは、令和 6 年 1 月 18 日付けで病院・薬局建設用地で許可を受けましたが、転用事業者の病院の診療科目の見直しや診療科目に合わせた医師の確保が整ったことより、今般、診療部分をクリニックとして病院から切り離し建設する計画とすることから変更申請となりました。転用事業者及び計画面積については変更ありません。 個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。 以上で、議案第 33 号の説明を終わります。
	会 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。

議案 33 号 農地転用許可 後事業計画変 更申請	当番委員	森内委員 現地調査 ・ 整理番号 1 番 特に大きな変更はないという事で問題はありませんでした。
	会 長	それでは、この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	・ 整理番号 1 番 竹中委員 先程現地調査の方がおっしゃったとおり大きな変更はないので問題はありません。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により「議案第 33 号 農地転用許可後の事業計画変更申請（農地法第 5 条許可）に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。
議案 34 号 農地法第 5 条 許可申請	会 長	続きまして、「議案第 34 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事 務 局	【議案第 34 号 整理番号 1 番から 5 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。 整理番号 1 番及び 3 番につきましては、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由によりそれぞれ第 3 種農地と判断できます。 次に整理番号 4 番及び 5 番につきましては、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と判断できますが、不許可の例外により、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断できます。 また、整理番号 4 番につきましては、許可を受ける前より工事を行ったことから始末書が提出されていることを補足いたします。 個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。 以上で、議案第 34 号の説明を終わります。

議案 34 号 農地法第 5 条 許可申請	会 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	竹田委員 現地調査 ・整理番号 1 番 申請地の手前に家庭菜園があり、その奥に物置を建設する計画ですが、隣接にも同様の物置がありますので特に問題はないと思います。 ・整理番号 2 番 周囲は住宅街でありました。現況は結構荒れておりましたが、共同住宅用地として特に問題はありませんでした。 ・整理番号 3 番 擁壁が境界を越えて設置されていることから、10 cm程境界をずらすようです。特に問題はありません。 ・整理番号 4 番 すでに擁壁があり工事が始まっているようで、始末書もありますので問題はないと思います。 ・整理番号 5 番 第 1 種農地ですが、集落に接続する場所でありまして住宅として問題はありませんでした。
	会 長	それでは、この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	・整理番号 1 番 今本委員 国道より若干海よりの場所でありまして、現事業所の隣接地でもありますので問題はありません。 ・整理番号 2 番 油野委員 現地は原野の状況であります。住宅街ですので問題はありません。 ・整理番号 3 番 田端委員 擁壁が数十センチ出ているという事で、整理されるので特に問題はありません。 ・整理番号 4 番 松本多美子委員 先程事務局から説明がありまして、始末書も提出されているという事で現在工事ストップされてます。現地は神社の横でして数年耕作されてませんので特に問題はありません。 ・整理番号 5 番 松本多美子委員 田の半分を住宅地として残りを畑として利用されます。両隣はすでに住宅があることから特に問題はありません。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございません

議案 34 号 農地法第 5 条 許可申請	会 長	か。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により「議案第 34 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。
議案第 35 号 非農地証明願 について	会 長	続きまして、「議案第 35 号 非農地証明願について」を議題として事務局の説明を求めます。
	事 務 局	【議案第 35 号 整理番号 1 番について朗読説明】 令和 5 年 12 月に相続しましたが、長年、山林状態であることから今回申請されました。 以上で、議案第 35 号の説明を終わります。
	会 長	事務局から説明がありましたが、この案件について、本日、現地調査に当たられました委員さんより現地報告をお願い致します。
	当番委員	竹田委員 現地調査 ・整理番号 1 番 近くまでしか行けませんでした、山の中でありますので問題はありません。
	会 長	この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	・整理番号 1 番 田端委員 写真のとおりでして特に問題はありません。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により「議案第 35 号 非農地証明願について」は原案のとおり意見決定致します。
報 告	会 長	次に報告案件がございます。事務局の説明をお願いします。
報告第 15 号 畑地転換届に ついて	事 務 局	【報告第 15 号 畑地転換届について】 朗読説明 議案第 34 号整理番号 5 番と関連しておりまして、自己住宅用地

報告第 16 号 農地法第 3 条 の 3 第 1 項の 規定による届 出	事務局	以外を畑にされます。
	事務局	【報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について】 朗読説明
	事務局	報告案件は以上です。
	会長	以上で、第 8 回の議案審議については全て終了しました。
いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	会長	次に、「いしかわ農業委員活動 1.1.1 運動」についてですが、皆様の活動についてご報告していただいております。今月は農業委員 3 番、4 番、推進委員は B グループの方からご報告をお願いします。
	当番委員	3 番 竹田委員 高松ぶどうに関しましては、会長よりご報告がありましたとおり、計画が達成できて安心しております。 4 番 森内委員 ほ場整備事業について、5 年が経ちようやく第 1 期工事が終わりました。第 5 期までありますので、私共が 70 歳、80 歳になったときに担い手になる方がいるかという問題もありまして、営農組合の中で話をしている状況です。 B グループ推進委員 ・気谷委員 かんがい用水の漏水が原因で苦情が何件もあり対応をしました。 ・三嶋委員 余地地区の田でイノシシ被害があり現地の確認等を行いました。また、新たに建設の作業施設について、今のところ順調に進んでいるようです。上田名地区でもイノシシをよく見ます。被害は今のところありませんが、体がすごく大きいように思います。その他、ため池 3 カ所ありまして、その内の 1 カ所は水漏れしていたため直していただきましたが、残りの 2 カ所についても水漏れをしているようで現在確認している状況であります。 ・末廣委員（欠席）
	会長	ありがとうございました。 次回は、5 番 田端委員さん、6 番 吉多委員さん、来月は A グループの推進委員さんをお願いいたします。
いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告		

その他	会 長	その他について、事務局よりお願いいたします。
	事 務 局	・ 令和 8 年度農業委員会研修会 資料配布について（口頭） ・ 農地パトロール日程案内
	事務局長	次回、9 月の総会は、9 月 25 日（金）午後 1 時 30 分から予定をしております。場所は、西フロア 3 階 302 会議室となります。 現地調査の当番委員の方は、5 番 田端委員、6 番 吉多委員です。推進委員の方は、A グループとなります。よろしくお願いいたします。 今月（8 月）の委員報酬は、9 月末に振り込む予定です。ご確認をお願い致します。
閉 会	会 長	他に何かございませんか。
	会 長	無いようでしたら令和 8 年 8 回（8 月）の農業委員会総会を終了いたします。 ありがとうございました。 【14 時 35 分終了】
		議事録署名委員 会長  4 番  5 番 